

参 考 資 料

・ 地域福祉のキーワード	7 5
・ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	7 7
・ 大阪市地域福祉推進委員会設置要綱	7 8
・ 委員名簿	8 0
・ 地域福祉推進にかかる各委員会等の関係図	8 1
・ 大阪市地域福祉計画の策定経過	8 2
・ 大阪市地域福祉の策定に関わる調査・アンケート	8 3
・ 大阪市地域福祉計画（素案）にかかるパブリックコメント手続きの 実施結果について	8 4



協働	それぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合い、信頼と理解に立って、それぞれがその特性に応じて責任を分担しながら、共通する目的に向かって協力して働くこと。地域福祉は、地域の住民や行政をはじめ、さまざまな組織、団体のすべての力で、協働してつくりあげていく福祉だといえます。
権利擁護	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された医師の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）。一人ひとりが自らの生活を自らの選択により決定し、個人としての尊厳をもって日常生活を安心して送るためには、判断能力が不十分な状態であっても、地域において自らの意思に基づいて生活ができるような、権利擁護のシステムの確立が必要です。
コミュニティソーシャルワーカー	制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組む地域福祉のコーディネーターの役割を担う人のこと。地域におけるさまざまなニーズへの対応を、地域の多様な力を活かして進めます。
市民後見人	成年後見制度において、親族以外で後見業務を担う第三者後見人として、地域福祉の視点から、身近な「市民」という立場で後見活動を行う市民のこと。大阪市成年後見支援センター事業として、養成及び活動支援を行っています。
社会的援護を要する人々への支援	従来の社会福祉は「貧困」を主たる対象としてきたといわれていますが、現在では、「心身の障害・不安（社会的ストレス問題、アルコール依存症など）」、「社会的排除や摩擦（路上死、外国人の排除や摩擦など）」、「社会的孤立や孤独（孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力など）」といった問題が重複・複合化しており、これらの福祉課題に対応するために、今日的な「つながり」の再構築を図り、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」に視点をおいた取り組みを進めていく必要があります。
社会福祉基礎構造改革	社会福祉の基本的な考え方を大きく変えるための改革。国において、平成12年に社会福祉関係法の改正が行われ、昭和26年以来、大きな改正が行われてこなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など、社会福祉に共通する基盤的制度的見直しを行い、個人の自立と選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実をめざしています。
主体形成	自分や家族、身近な人々などのよりよい生活を自らつくりあげていくとともに、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという姿勢をもつこと。地域福祉の推進のためには、住民の生活者としての主体形成をはぐくんでいくための取り組みが必要です。

セーフティ ネット	すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多面的な生活支援の機能・しくみのことで、地域の住民、事業者や団体、行政が相互に協力し合いながらそれぞれの役割を果たし、最低基準保障はもちろん、よりよい生活の実現をめざす多層的・多面的なしくみの形成が必要です。
地域支援 システム	市、区、小学校区を単位とする3層5段階のネットワークにより、援護を必要としている住民を支援する大阪市独自のしくみ。地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や地域組織、保健・医療・福祉関係者など地域の関係者のネットワークにより、高齢者をはじめ援護を必要としているすべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取り組みの実施及び開発、関係先への提言を行っています。
地域生活支援事業 地域生活支援 ワーカー	「地域生活支援事業」とは、個々の生活を支援するうえで、人とのつながりに基づく地域生活に着目し、すべての地域住民一人ひとりの自立した生活が可能となるよう、個別の援助とそれに連動した住民主体の地域福祉活動の支援を行う大阪市の事業のこと。おおむね中学校区に1人の割合で区社会福祉協議会に配置された「地域生活支援ワーカー」が、地域に出向き働きかける手法を活用し、事業を展開しています。
地域福祉 アクション プラン	平成16年3月に策定した大阪市地域福祉計画に基づき、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するため、各区で公私協働により策定された行動計画。平成18年度から、各区で策定されたプランに基づき、住民主体のさまざまな取り組みが推進されています。
地域福祉力	住民主体で地域の生活課題の解決を図っていこうとする力。住民が地域における生活課題に気づき、相互支援力や問題解決力を高めていくこと、あるいはそうしたことが可能となるようなしくみをつくり出していくような力。
福祉 コミュニティ	生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携している地域社会。
民生委員・ 児童委員	地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障害のある人、こども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力する人で、民生委員は民生委員法に定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっています。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されています。民生委員制度の前身である「方面委員制度」は、全国に先駆けて大阪で大正7年に創設されました。

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

制 定 平成14年3月1日

最近改正 平成20年6月1日

健康福祉局要綱第220号

（設置）

第1条 大阪市における総合的な地域福祉の推進を目的として、大阪市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）大阪市地域福祉計画及びその推進に関すること
- （2）その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること

（組織）

第3条 委員会は、委員35名以内で組織する。

- 2 委員は、市民代表、社会福祉事業を営業者、社会福祉活動を行う者、学識経験者等の中から市長が委嘱する。
- 3 市民代表については、別に定めるところにより公募する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

（専門委員）

第6条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域福祉研究部会)

第 8 条 委員会に地域福祉研究部会 (以下「部会」という。) を置く。

2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員 10 名程度で組織する。

3 部会は、委員会の要請により、次に掲げる事項の調査審議を行う。

(1) 地域福祉を推進するしくみのあり方に関すること

(2) 地域福祉の推進にかかる地域への支援に関すること

4 部会に部会長及び部会長代理を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 部会は部会長が招集する。

6 部会長に事故があるときは、部会長代理がその職務を代理する。

(事務局)

第 9 条 本会の事務局は、健康福祉局生活福祉部に置く。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この要綱の施行後最初に委嘱を受けた委員の任期については第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

附則 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

資料

【委員名簿】(平成21年3月3日現在、50音順)

大阪市地域福祉推進委員会

氏名	役職等
井戸本 春男	大阪市民生委員児童委員連盟常務理事
乾 繁夫	大阪市社会福祉協議会副会長
乾 英夫	大阪府薬剤師会常務理事
片山 悦夫	大阪市人権協会常務理事
亀田 允宏	市民委員
小浦 鮎美	大阪市知的障害育成会小規模作業所ふらっと利用者
小林 貴子	大阪市地域女性団体協議会副会長
清水 弘	大阪市地域振興会副会長
下村 錢三郎	大阪府歯科医師会 副会長
白澤 政和	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
手嶋 勇一	大阪市身体障害者団体協議会会長
中石 滋雄	大阪府医師会介護・高齢者福祉委員会委員
長尾 秀樹	市会民生保健委員長
新田 正尚	白寿苑総合施設長
広川 裕	大阪精神障害者連絡会事務局
古瀬 光	市民委員
堀北 貞久	大阪市老人クラブ連合会副理事長
牧里 每治	関西学院大学人間福祉学部教授
山田 裕子	大阪NPOセンター理事・事務局長
李 洙任	龍谷大学経営学部教授

委員長

委員長代理

大阪市地域福祉推進委員会研究部会

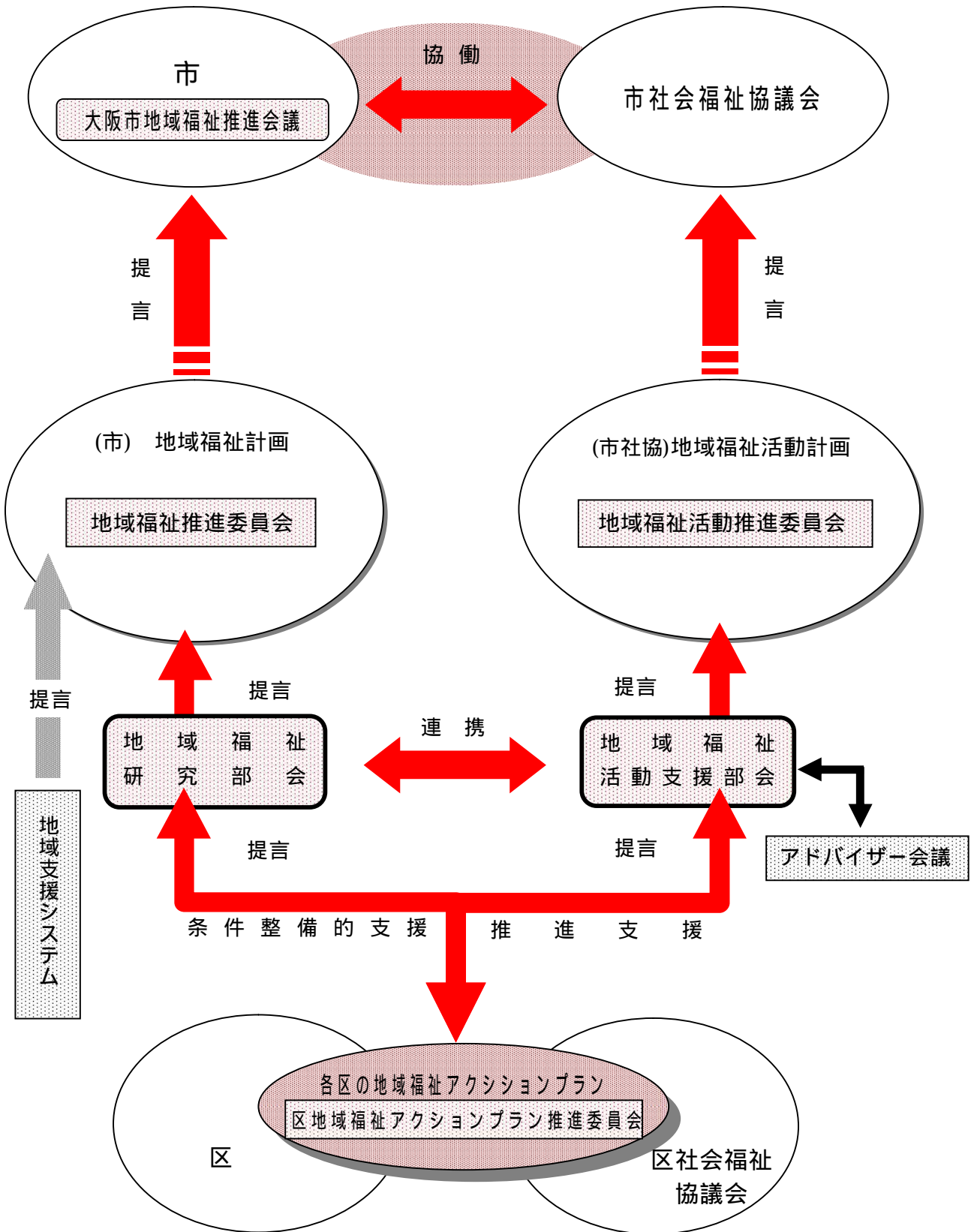
氏名	現職
岩間 伸之	大阪市立大学大学院 生活科学研究科准教授
小野 達也	大阪府立大学人間社会学部准教授
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部専任講師
竹村 安子	大阪市立大学 非常勤講師
所 道彦	大阪市立大学大学院 生活科学研究科准教授
牧里 每治	関西学院大学 人間福祉学部教授
松端 克文	桃山学院大学 社会学部准教授

部会長

協力者(オブザーバー) 同志社大学大学院 社会学研究科

室田 信一

資料 【地域福祉推進にかかる各委員会等の関係図】



資料

【大阪市地域福祉計画の策定経過】

平成16年	3月	計画策定（計画期間 平成16年度～20年度）
	7月 2日	第1回大阪市地域福祉計画推進委員会
平成17年	3月 29日	第2回大阪市地域福祉計画推進委員会
	9月 9日	第3回大阪市地域福祉計画推進委員会
平成18年	3月 30日	第4回大阪市地域福祉計画推進委員会
	3月～7月	各区で地域福祉アクションプラン策定
	8月 8日	第1回大阪市地域福祉推進委員会
	9月～11月	大阪市における地域福祉のあり方についての世論調査
平成19年	12月 4日	平成18年度第1回地域福祉研究部会
	1月 16日	平成18年度第2回地域福祉研究部会
	2月 9日	地域福祉アクションプラン推進大会
	2月 19日	平成18年度第3回地域福祉研究部会
	3月 27日	第2回大阪市地域福祉推進委員会
平成20年	8月 8日	第3回大阪市地域福祉推進委員会
	2月 8日	地域福祉アクションプラン推進大会
	2月 26日	平成19年度第1回地域福祉研究部会
	3月 17日	平成19年度第2回地域福祉研究部会
	3月 26日	第4回大阪市地域福祉推進委員会
	4月 1日	大阪市地域福祉推進会議の設置
	5月 30日	平成20年度第1回地域福祉研究部会
	6月～8月	地域福祉アクションプラン自己評価アンケート
	7月 17日	第5回大阪市地域福祉推進委員会
	8月 18日	平成20年度第2回地域福祉研究部会
	9月 19日	平成20年度第3回地域福祉研究部会
	10月 1日	平成20年度第4回地域福祉研究部会
	10月 17日	平成20年度第5回地域福祉研究部会
11月 5日	平成20年度第6回地域福祉研究部会	
11月 27日	平成20年度第7回地域福祉研究部会	
12月 2日	第6回大阪市地域福祉推進委員会	
		* 計画素案の取りまとめ
平成21年	1月 16日	パブリックコメント手続きの実施
	～2月 16日	
	2月 18日	地域福祉アクションプラン推進大会
	2月 26日	平成20年度第8回地域福祉研究部会
	3月 3日	第7回大阪市地域福祉推進委員会
3月	計画策定（計画期間 平成21年度～23年度）	

大阪市における地域福祉のあり方についての世論調査

- 目的 「地域福祉」についての市民の意見をきき、今後の施策の参考とすることを目的とする。
- 対象者 大阪市に居住する20歳以上の市民 2500人
- 実施時期 平成18年9月～11月
- 調査項目 居住地域のまちづくりについて
健康や福祉について
ボランティアやNPOによる市民活動について
地域福祉での人権について
生活の不安について

地域福祉アクションプラン自己評価アンケート

- 目的 地域福祉計画、地域福祉活動計画の改定にあたり、計画の大きな柱として策定している各区の地域福祉アクションプランの状況把握と自己評価についてのアンケートを行ったうえでアクションプランの検証を行い、次期計画に反映させることを目的とする。
- 対象者 各区の地域福祉アクションプランの策定・推進に関わってきた人々と合同事務局
- 実施時期 平成20年6月～8月
- 評価項目 第1期「大阪市地域福祉計画」におけるアクションプランの基本的な考え方
- ・ すべての市民が参加できる
 - ・ 話し合いの場をつくる
 - ・ 公私協働で地域福祉を推進する
 - ・ ネットワークをつくる
 - ・ 地域の情報を共有するしくみをつくる
 - ・ さまざまな活動に市民が参加できるしくみをつくる
 - ・ サービスを利用しやすくする
 - ・ 地域の将来像を描く

資料

【大阪市地域福祉計画（素案）にかかるパブリックコメント手続きの実施結果について】

1 募集期間

平成21年1月16日～平成21年2月16日

2 募集方法

郵便、ファックス、ホームページ（電子メール、電子申請）

3 素案の公表方法

(1)健康福祉局地域福祉担当、各区保健福祉センターなどで素案を配布

(2)健康福祉局ホームページで公表

4 意見提出件数

(1)提出人数 53人

(2)意見件数 91件

性 別	男 37人	女 14人	不明等 2人
年 齢	20歳未満 0人	20歳代 5人	
	30歳代 14人	40歳代 15人	
	50歳代 7人	60～64歳 2人	
	65歳以上 5人	75歳以上 1人	
	不明等 4人		
住 所	市内 44人	市外 8人	不明等 1人
提 出 方 法	郵送 14人	ファックス 27人	
	電子メール 3人	電子申請 7人	
	直接 2人		

5 意見の分類

第1部	総論（計画策定の考え方・計画の位置づけ等）	14件
第2部	各論（大阪市の地域福祉の具体的推進）	
	地域福祉を進めるためのしくみづくり	
	1 しきみづくりの3つの柱	
(1)	みんなで支え合うしくみづくり	12件
	人権尊重に基づく福祉文化の創造	4件
	つながりの場づくり	1件
	みんなで支え合う地域づくり	2件
	災害時における要援護者の支援	5件
(2)	サービスを利用しやすいしくみづくり	13件
	相談体制の充実	3件
	虐待防止施策の推進	2件
	情報提供の充実	2件
	サービスへつなぐしくみの充実	6件
(3)	サービス提供の充実のためのしくみづくり	7件
	サービスの質の向上	1件
	多様な福祉サービス提供者の育成・支援	1件
	協働による多様なサービスの創出	1件
	社会資源の有効活用	4件
	2 重点実施項目	
(1)	総合的な相談支援体制の充実	10件
	小学校区における相談支援体制の充実	4件
	専門性を備えた相談支援機関の充実	3件
	権利擁護機能の充実	3件
(2)	地域福祉の担い手の養成・確保	13件
	地域福祉の担い手としての市民の養成・確保	7件
	福祉専門職の養成・確保	3件
	公私協働の地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設への支援	1件
	行政における専門性の確保	2件
	各区の地域福祉アクションプランを推進していくための支援	5件
	その他提言・要望	17件

平成 2 1 年 3 月

大阪市健康福祉局生活福祉部地域福祉担当

〒 5 3 0 - 8 2 0 1 大阪市北区中之島 1 - 3 - 2 0

電話 (0 6) 6 2 0 8 - 7 9 5 9 ファックス (0 6) 6 2 0 2 - 0 9 9 0

ホームページ : <http://www.city.osaka.lg.jp/kenkofukushi/>
